

改善命令の実施状況について

特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令を行いました。

(令和6年1月19日更新)

法人名	改善命令年月日	主たる事務所の所在地	改善命令に至った理由	法人の対応状況	岡山市の対応
特定非営利活動法人岡山県河川環境協会	令和5年11月21日	岡山県岡山市北区西古松一丁目1番20号	役員の任期が満了しており、住所の異動している役員がいるが、役員の変更等届出書の届出がない。 役員の任期満了日：令和3年6月30日	未提出	設立の認証取消 令和6年1月19日
特定非営利活動法人セカンド	令和4年1月26日	岡山市北区神田町一丁目5番20号	役員の任期が満了しており、住所の異動、改姓している役員がいるが、役員の変更等届出書の届出がない。 役員の任期満了日：平成23年4月1日	未提出	設立の認証取消 令和4年11月18日
特定非営利活動法人サクシード	令和2年3月17日	岡山市南区藤田527番地29	役員の任期が満了しており、住所の異動、辞任を主張している役員がいるが、役員の変更等届出書の提出がない。 役員の任期満了日：平成28年3月31日	未提出	設立の認証取消 令和2年9月2日

特定非営利活動促進法第42条

所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。